南房総市いじめ防止基本方針

平成２８年 ９月

南房総市

南房総市教育委員会

　（最終改定　令和元年７月）

**南房総市いじめ防止基本方針**

**はじめに**

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このことを踏まえ、児童生徒の一人ひとりの人権を尊重し、市・学校・家庭・地域・関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）及び南房総市いじめ防止対策推進条例（平成２８年条例第５号）に基づき、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するために“南房総市いじめ防止基本方針”を策定する。

**第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方**

**１ いじめとは**

いじめの定義（法第２条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

　けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる

 仲間はずれ，集団による無視をされる

 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

 ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

 金品をたかられる

 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

 パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

**２ いじめ防止等に関する基本理念**

　 ① いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする必要がある。

　 ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する理解を深める必要がある。

　③ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教委、学校、保護者、市民その他の関係者と連携の下、いじめの問題を克服することを目指す必要がある。

**３ 南房総市いじめ防止基本方針の目的**

南房総市基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市、市教委、学校、児童生徒、保護者及び市民等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

**４ いじめ防止に向けた方針**

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題である。

（１）市及び教育委員会として

　　○いじめの防止に関する基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を策定し、実施する。

　　○基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じる。

（２）学校及び教職員として

　　○基本理念にのっとり、保護者、市民などの関係者と連携し、学校全体でいじめの防止等に取り組む。

　　○児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

　　○全ての教育活動を通じて、いじめの防止等について自ら考え、行動することができる児童生徒の育成に努める。

（３）保護者として

　　○保護する児童生徒が、いじめを行うことがないよう、規範意識を養うための指導に努める。

　　○保護する児童生徒が、いじめを受けた場合には、適切にいじめから守るとともに、学校、関係機関に相談・通報する。

（４）児童生徒として

　　○自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。

　　○他の児童生徒にいじめがあると思われるときは、学校や保護者等に相談するよう努める。

（５）市民として

　　○児童生徒を見守り、安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

　　○いじめを発見した場合やいじめの疑いがある場合は、学校、市などの関係者に情報提供するよう努める。

**第２ いじめの防止等のために南房総市が実施すべき施策**

**１ いじめ問題対策連絡協議会の設置**

市は、法第１４条第１項に基づき、いじめの防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため「南房総市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会の委員は、学校、南房総市教育委員会、南房総市、児童相談所、法務局、警察、南房総市ＰＴＡ連絡協議会その他の関係者とする。

＜連絡協議会の所掌事務＞

・関係機関等の情報共有及び情報交換に関すること。

・関係機関等の連絡調整に関すること。

・いじめの防止等のための対策に関すること。

・その他、連絡協議会設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

**２ 市及び教育委員会の取組**

**（１）いじめの防止・早期発見に関すること**

**○豊かな心の育成**

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

**○相談体制の整備**

　 児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

**○定期的な実態調査**

　 いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査やその他必要な措置を実施する。

**○啓発活動の推進**

いじめ（インターネットを通じてのいじめを含む。）が児童生徒に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報や啓発活動を推進する。

　 また、インターネットの普及にともない、些細なことからネットいじめが増加している。児童生徒が情報モラルを身に付けるための指導の充実を図るとともに、保護者に対しても、インターネットの利用のルールやマナーに関する情報提供や啓発活動を推進していく。

**（２）いじめへの対処**

**○問題解決に向けた支援**

教育委員会は、いじめについて学校から報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対して指導・助言を行う。

また、解決が困難な場合は、連絡協議会を開催するなど、いじめ解消に向けて関係機関と連携して早期解消を図る。

**○インターネットを利用したいじめへの対応**

千葉県環境生活部県民生活・文化課子ども・若者育成支援室のネットパトロールを活用し、インターネットを通じてのいじめに対処する。

**○学校間の連携**

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校でない場合であっても、いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援及びいじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言が適切に行われるように学校間の連携を図る。

**（３）学校への指導・支援**

**○教職員の資質向上**

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修や、資質能力の向上に必要な研修を実施する。

**○調査研究の実施及び活用**

学校におけるいじめの状況やいじめ問題に対する日常の取組等について調査する。また、国や県におけるいじめの防止及び早期発見のための方策、いじめが起こる原因や背景、いじめを許さない学級づくりや学校づくりについての調査研究結果を活用する。

**第３ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策**

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中心に、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

**１ 学校いじめ防止基本方針の策定**

学校いじめ防止基本方針（法第１３条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公表するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明する。

　また、学校基本方針に基づく取組の実施状況について学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に取り組むよう努めなければならない。

**２ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織**

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第２２条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

各学校は、「校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当職員、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー」をメンバーとする「いじめ対策委員会」を設置する。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報を的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制とする。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、すべて当該組織に報告・相談する。この報告は、法第２３条に規定されている義務であり、報告を行わないことは法律違反となり得る。当該組織は集められた情報を記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は自校の学校基本方針の見直しや、取組が計画どおり進んでいるかの確認、いじめへの対処、必要に応じた計画の見直しなど、自校のいじめ防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証する。

**３ 学校におけるいじめの防止等に関する措置**

市教委及び学校は、連携していじめの防止や早期発見、いじめが発生した場合の対処等に当たる。

**（１）いじめの防止**

いじめは、どの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かうことのないよう未然防止に取り組む。また、未然防止の基本として、学校は、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を身につけ、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるように努める。

　さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを誘発したり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがあることを十分に認識する。そのことを踏まえ、指導の在り方に細心の注意を払う。

　特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う必要がある。

　〇発達障害を含む、障害のある児童生徒

　〇海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒

　〇国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる児童生徒

　〇性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

　〇災害や事故により被災し、避難している児童生徒

　〇経済的な困難を抱えている家庭の児童生徒

**（２）早期発見**

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す些細な変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む必要がある。

**（３）いじめに対する措置**

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒・通報してきた児童生徒を守るとともに、いじめを行った児童生徒には、人格の成長を旨とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

**（４）いじめの解消**

いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」には、少なくとも次の２点が満たされている必要がある。

　〇いじめに係る行為が止んでいること

　　　いじめ（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

　〇いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

　　　いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する必要がある。

上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性があることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

**第４ 重大事態への対処**

**１ 重大事態の発生と調査**

学校の設置者又はその設置する学校による対処（法第２８条）

１ 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３ 第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等の重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合をいう。

第１項第２号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。しかし、本市においては、上記の目安にかかわらず、継続して７日欠席する又はそれに類する事態（別室登校、遅刻・早退）が発生した場合も、市教委又は学校の判断により、迅速に調査に着手することとする。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

**２ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体**

学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて速やかに市長に報告する。

調査は、重大事態に対処するとともに、今後のいじめ事案の発生の防止のために行うものである。

　市教委は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教委が主体となって行う場合が考えられるが、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教委が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第２８条第３項に基づき、市教委は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

**３ 調査を行うための組織について**

市教委又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

学校が主体となる場合は、校内に設置している「いじめ対策委員会」を母体として速やかにその組織を設置する。

また、市教委が主体となる場合は、市教委が設置する附属機関（名称：南房総市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。））を組織し調査を行う。

**４ 調査結果の提供及び報告**

学校又は市教委は、調査により明らかになった事実関係等その他の必要な情報について、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、経過報告を含め、適時・適切に提供する。 情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、適切に提供する。

また、調査結果については、速やかに市長に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添えて提出する。

調査結果の報告に伴い、学校及び市教委は、その内容を重んじて主体的に再発防止に取り組まなくてはならない。

**５ 再調査及び措置**

**（１）再調査（法第３０条第２項）**

当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

市及び市教委は、必要があると認めるときは、いじめ調査委員会により再調査を行うことができる。

**（２）再調査を踏まえた措置**

市長及び市教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

**（３）議会への報告**

再調査を行った場合は、市長及び市教委は、その結果について必要な配慮を確保し、議会に報告する。

**第５ その他**

市及び市教委は、国や県の動向を踏まえ、必要があると認められたときは、本基本方針を見直すとともに必要な措置を講ずる。